

二等無人航空機操縦士資格取得及び限定変更講習 業務委託 仕様書

1 総則

この仕様書は、佐野市（以下「当市」という。）が、令和6年度に業務委託する二等無人航空機操縦士の資格取得講習及び限定変更講習（目視外飛行・夜間飛行）の仕様について必要な事項を定める。

2 受注者の要件

- （1）受注者は、航空法第132条の69の規定に基づく登録講習機関であること。
- （2）各講習及び修了審査に必要な許可・届出等については、講習開始日までに完了していること。

3 受講者数

- （1）資格取得講習（経験者） 6名
- （2）限定変更講習（目視外飛行・夜間飛行） 6名

4 履行期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）まで

5 講習

- （1）経験者による二等無人航空機操縦士取得に必要な学科講習、実地講習及び修了審査。必要な教材、無人航空機及び機材は受注者が用意すること。
- （2）二等無人航空機操縦士技能証明取得者に対する、目視外飛行及び夜間飛行の限定変更に必要な学科講習、実地講習及び修了審査。必要な教材、無人航空機及び機材は受注者が用意すること。
- （3）講習内容の時間割り、開始時間及び終了時間は当市と協議すること。
- （4）同時に2名以上の講習が可能であること。
- （5）対面型講習とする。
- （6）業務実施に当たっては、航空法、無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン、その他関係法令、規定及び通達等を遵守すること。
- （7）実地講習の実施に際し、故意や重大な過失がある場合を除いて、講習中の操作誤りや自然現象によって、機器に損害が生じた場合の費用は、受注者が負担すること。また、講習関係者だけでなく、付近住民、通行者及び通行車両等の第三者の安全確保に努めるとともに、不測の事態が発生した場合は、受注者として適切に対応すること。

6 履行場所

- （1）学科講習については佐野市内の受注者指定場所とする。
- （2）実地講習及び修了審査については佐野市消防本部から概ね30km圏内の受注者指定場所とする。

7 納品書類

講習の修了証明書

8 その他

(1) 契約後速やかに当市と詳細な打ち合わせを実施すること。

(2) 契約後、仕様内容に疑義が生じた場合は、軽微なものであってもその都度当市に連絡し指示を受けるものとする。